

平成20年 3月26日

午後 2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀 岡 敏 喜	2番	炭 竈 ふく代
3番	山 口 敏 子	4番	小坂井 実
5番	佐 藤 高 清	6番	佐 藤 博
7番	武 田 正 樹	8番	立 松 新 治
9番	山 本 芳 照	10番	渡 邊 昶
11番	伊 藤 正 信	12番	三 浦 義 美
13番	浅 井 葉 子	14番	中 山 金 一
15番	安 井 光 子	16番	三 宮 十五郎
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

11番	伊 藤 正 信	12番	三 浦 義 美
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	北 岡 勤
開 発 部 長	横 井 昌 明	十四山総合福祉 センター所長	平 野 雄 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	十四山支所長	平 野 瞳
十四山スポーツ センター館長	平 野 茂 雄	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠
民 生 部 次 長 兼 市 民 課 長	加 藤 芳 二	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	高 橋 忠
監 査 委 員 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司

土木課長 三輪 眞 士 都市計画課長 伊藤 敏 之
下水道課長 橋村 正 則 教育課長 前野 幸 代
社会教育課長 水野 進

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下里 博 昭 書 記 柴田 寿 文
書 記 岩田 繁 樹

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成20年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 海部南部消防組規約の変更について
- 日程第18 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 市道の廃止について
- 日程第23 議案第22号 市道の認定について
- 日程第24 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第26 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第32 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第33 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第34 閉会中の継続審査の件

午後2時04分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員と三浦義美議員を指名します。

日程第2 議案第1号 平成20年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第9号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 海部南部消防組規約の変更について

日程第18 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について

日程第19 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第20 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第22 議案第21号 市道の廃止について

日程第23 議案第22号 市道の認定について

日程第24 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

- 日程第25 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第26 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第30 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第1号から日程第30、議案第29号まで、以上29件を一括議題とします。

本案29件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

総務委員長（浅井葉子君） 総務委員会の報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成20年度一般会計予算初め12件であります。

本委員会は去る3月24日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算及び議案第4号平成20年度弥富市土地取得特別会計予算、以上2件を一括審査いたしました。

質疑といたしまして、弥富市の財政力に対する市側の認識と歳入見積もり等の財政分析、市税の減免措置、再雇用嘱託職員の勤務条件、ケーブルテレビ事業に係る南部地域の今後の事業計画についての質疑がありました。また、市税の減免措置の見直しの要望とともに賛成討論があり、2件を一括で採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第9号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正、議案第10号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第11号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第13号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正、議案第14号弥富市公共施設整備基金条例の制定、議案第15号弥富市手数料条例の一部改正、議案第16号海部南部消防組規約の変更、以上8件は条例の改正、条例の制定、規約の変更でありますので、一括で審査をいたしました。

質疑といたしまして、海部南部消防組合の組合負担金の質疑がありましたが、一括で採決の結果、8件とも全会一致で原案を了承いたしました。

続きまして、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）と議案第26号平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）は、主に年度末における予算の執行残を最終調整するものであります。2件を一括審査し、採決した結果、2件とも全会一致で原案を了承いたしました。

以上、総務委員会から御報告とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（中山金一君） 建設経済委員会報告をいたします。

建設経済委員会に付託された案件は、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算ほか7件であります。

本委員会は去る3月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算、並びに議案第5号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算を一括審査しましたところ、公共下水道事業、商工振興、農業振興、農業集落排水などの質疑がありましたが、採決したところ、全会一致で原案を了承しました。

続きまして、議案第21号市道の廃止について、議案第22号市道の認定についてを一括審査し、採決したところ、全会一致で原案を了承しました。

続きまして、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算、並びに議案第27号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第29号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算を一括審査し、採決したところ、全会一致で原案を了承しました。

以上、建設経済委員会報告を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会の報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算のほか12件であります。

本委員会は去る3月21日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算、議案第2号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成20年度弥富市老人保健特別会計予算、議案第6号平成20年度弥富市介護保険特別会計予算、以上4件の平成20年度の予算は、少子化対策、子育て支援として子ども医療助成費、また老人福祉において、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で病弱な方、障害のある方のいる世帯に対し実施している給食サービス事業、月曜日から土曜日のうち週5回を限度に実施し、老人保健特別会計繰出金は、老人保健医療費の一部割愛を一般会計より繰り出すが、国の負担金が当該年度に負担率どおり交付されないため財源不足が生じることにより、定率より多く繰り出しています。翌年度、超過交付分につ

いては精算をしています。また、平成20年度は後期高齢者医療制度に移行するため大幅な減少となっている。また、介護保険事業費も前年に比べ増加されております。また、教育関係につきましては、耐震補強工事業として弥生・桜小学校の北校舎、白鳥小学校の屋内運動場などで実施されます。また、体育館の施設整備工事として市民プール鉄骨塗装塗りかえ工事等が行われます。限られた財源を効率的に活用し、多くの施策が盛り込まれた予算であり、採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算については、委員より反対・賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案を了承しました。

次に、議案第17号弥富市児童クラブ施設条例の制定については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第18号弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員より反対・賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案を了承いたしました。

議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、議案第20号弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての2件については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算、議案第24号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算、議案第25号平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算、議案第28号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算、以上4件の平成19年度補正予算は年度末の補正予算で、各種事務事業執行後の過不足を調整するものであり、採決の結果、全会一致で原案を了承しましたことをここに御報告いたします。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず安井光子議員、お願いします。

15番（安井光子君） 議案第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上という特定の年齢だけを対象にした、世界に例のない医療保険制度でございます。その内容と問題点について、少しお話をさせていただきます。

まず一つ、75歳以上の人は強制的に今の保険制度から引き離されて、後期高齢者だけの医療保険に組み込まれます。保険料は年金から天引きで徴収されます。年金が月1万5,000円以下の人は、自分で納めることとなります。国民健康保険にあった低所得者への減免制度も

まだつくられておりません。

二つ目には、保険料は2年ごとの見直しがされ、75歳以上の人口比の上昇や医療給付費がふえると自動的に引き上げられる仕組みになっていることが問題です。

三つ目は、高齢者が保険料を払えない場合は世帯主に責任を負わせることが法律に明記されました。保険料が1年以上払えない人は、機械的には行われたいと言われておりますが、保険証が取り上げられ、資格証明書が発行され、窓口で10割の支払いとなります。

四つ目には、75歳以上だけを区別した診療報酬の体系が導入されます。75歳以上でも元気な人はいっぱいお見えになります。にもかかわらず、75歳以上を一まとめにして、治療が長引き、複数の病気にかかっているとか認知症が多いとか、いずれ死を迎えるという定義で一まとめにしてあります。これでは安上がりで手抜き医療になるおそれがあると言われております。終末期医療では、後期高齢者終末期相談支援料などを新設しております。年齢に関係のない終末期医療に特別な診療報酬を持ち込んだところに、75歳を過ぎたら積極的な延命治療を行わなくてもよいというねらいが浮かび上がってまいります。

五つ目には、4月から始まる特定健診・保健指導も、対象を40歳から74歳までに限定しています。75歳以上は行政側の努力義務として、法律上では対象から外されてまいりました。このような制度によって、高齢者への負担増と医療の切り捨てに一層拍車がかかることになるのではないのでしょうか。今、私たちの身近なところで起こっている医師不足、公立病院の統廃合などでお産をする病院がないとか、救急患者を受け入れられないという深刻な事態、これも根っこは同じではないのでしょうか。

臨調・行革による医療費抑制が本格化する前の1980年代と2005年を比べてみますと、国民医療費の負担の割合は国庫負担が5.3%減っております。地方自治体の負担は6.3%ふえております。事業主負担は3.8%減っております。家計の負担は、数を申し上げますと40.2%から43.3%に3.1%ふえております。国と事業主負担は減り、地方自治体と家計の負担がふえております。これが今の医療の危機・崩壊の原因をつくり出していることは明らかではないのでしょうか。

4月からの後期高齢者医療制度のスタートとあわせ、療養病床の23万床削減の実施、療養病床の食費・居住費の自己負担を65歳以上に拡大するなども行われようとしてあります。高齢者の皆さんは、あの悲惨な戦争を体験され、戦後の復興に必死で働いてこられた方でございます。高齢者の医療制度だけを切り離して、自分たちは国から捨てられようとしていると肩身の狭い思いをさせるような社会、日本をこんな社会にしているのでしょうか。日本の社会は、今まで喜寿とか米寿、卒寿、白寿など長寿をみんなでお祝いするしきたりがありました。高齢者の皆さんに対して長寿を喜ぶどころか、邪魔者扱いにする政治に未来はありません。

2月28日には野党4党の共同で、この制度を廃止する法案が衆議院に提出されました。今、530を超える地方自治体から、この制度の中止・撤回を求める意見書が国の方に出されております。日本全国で今、医師の皆さんや老人クラブなどからも怒りの声が巻き起こっております。こんな問題の多い制度は中止・撤回しかありません。日本の医療の危機的な状況を打開し、日本医療の真の再建のために議員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

16番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、平成20年度一般会計予算及び19年度一般会計補正予算に対し賛成討論を行います。

私どもの立場は、それぞれの予算案の中に盛り込まれました少子・高齢化や社会的格差がますます広がる中で、市としてさまざまな努力を市長や職員の皆さんがされていることについて敬意を表し、それなりの評価をさせていただいておりますが、今日の弥富市民が置かれている状態と市の行政力・財政力にふさわしいものにさらに発展させるために一層の努力が必要であり、その取り組みを強められることを強く求めるというものでございます。

この1年間の市長や市の幹部の皆さんとの議論を通じまして、さきの本会議で市長の答弁にもございましたが、客観的な資料に基づいて、市当局と議会、市民の皆さんの間で現状の財政状態等についての認識の一致をつくり出す努力をするということが申されました。中・長期の財政計画を持たない、自前の分析資料を持たない行財政運営などあってはならないことだからでございます。3月号の広報「やとみ」で初めて市のバランスシートが公表され、弥富市の社会資本の整備は、後世への負担となります借金に主に頼らず、過去と現世代の負担によってつくり、よい水準にあるというふうに述べられておりますが、その立場で分析を加えますと、現在、多くの市町村では国によりさまざまな財政、市町村への支援の切り下げの中で、土地を除く公共施設につきましては当然傷んでいくわけでございますが、これを減価償却という方法で直して現金等を加えていかなければならぬわけでありますが、実態は、これに追いつかないところが多くて、総資産が減少するとか、あるいはその中で将来への負担、借金の割合が増大するところがふえております。

この立場で見えますと、弥富市では長期にわたってそういう状態ではない、よい状態が安定して続いておりまして、尾張8市の中では、かつて昔の弥富町よりもはるかに財政事情のよかった他市をすべて追い越しまして、そのすべての指標で現在尾張8市の中では1番になっており、その差をさらに広げております。この財政力を計画的・効果的に活用するためにも、市の総合計画とあわせて財政計画を策定することも既に約束されておりますが、専門家の力もかり、市の職員や市民も参加する現状評価の組織を設けることや、各種審議会には必ず専門家の参加を求めるとともに、広く市民の知恵と力をかりるためにも、一定数の公募

委員を設けることを強く求めます。

いま一つの問題は、市税等の減免制度の問題であります。

弥富市では昨年の10月から、国民健康保険法第44条に基づきます生活保護基準の1.1倍、1.2倍、1.3倍という目安を設けまして、前3ヵ月の実収入で実際に暮らしに困っている人たちに対しましては、医療費の自己負担分を徴収猶予したり減額したり免除する、そういう制度が発足いたしました。その時期に、市税等の減免制度につきましても今春をめどに、さらなる見直しを行うということが約束をされておりましたが、他の市町村の動向も見ていきたいということと、もう一つは市の財政負担もふえているということを利用して、この改正が今議会では見送られることになり大変残念でございますが、実は総務委員会の議論の中で、この問題につきまして実際に困っている人に対してはケース・バイ・ケースで対応するという趣旨の市側からの答弁がございました。

皆さん、市民の平等ということから考えれば、ケース・バイ・ケースということは、あってはならないわけですね。きちんとした物差しが決められて、条例や規則に基づいてこの問題は対応するからこそ国も憲法でも認め、さらにそれぞれの地方税法だとか、あるいは国民健康保険法などの中でも認めておるわけでございまして、この物差しをきちんとするかどうかは、市長がかねがね言うておられます支援の必要な人にきちんと支援をする市政にするという問題とあわせて市民に対する公平さを担保するものでありまして、したがって、この問題への対応は、法律で定められた市民の皆さんの権利を守るかどうかということと、公正・公平な市政を進めるという根本にかかわっている問題でございまして、他の市町村でやっているかどうかということをもし物差しにして先送りするならば、現在の弥富市のさまざまな減免制度、例えば生活保護基準を割り込んだ人には2分の1に減額するという制度は、生活保護を割り込んだ人からも半分の保険料や税というものを取るということでもありますので、これは国の制度が国税徴収法で、社会保険料や、その収入で負担する税金を除いて実際の収入が生活保護基準の1.2倍以内の場合には差し押さえなどの強制執行をしないということとを定めていることや、地方税法もそれに準じたさまざまな徴収の手だてを定めていること等を見ましても、あるいは現在、国民年金の減免制度が、それに準じたおおよその目安によって全国的に実施されていることなどを考えれば、もはやこの問題への対応は明らかでございます。一日も早く、法に定められた市民の権利を守る公平な市政を進めるという立場から、この問題の解決を図られることを強く求めるものでございます。

また、一例だけ具体例で申し上げますが、例えば収入と課税所得の間に大きな違いがございまして、不幸にして無年金でひとり住まいのお年寄りの方で、パート・アルバイトの収入で93万を超えますと市民税の均等割がかかるようになっております。たまたま年金が147万あって、65万働いて200万を超える収入があっても、この人は非課税なんですね。こういう

事態があるからこそ、条例や規則で定めて、必要な人をきちんと救済するというのがそれぞれの法律で決められておるわけでございますので、こういう問題の解決を図ることが、実は市町村長と市の責任であるということをもう一度よく思い起こして、対応をお願いしたいと思います。

さらに、一般会計から下水道や集落排水事業に対する負担が行われておりますが、弥富町時代に下水道や集落排水事業を行うに当たりまして、現在言われておりますバランスシート、要するに将来の市民負担、あるいは行政負担は考慮せずに財政計画が決められました。

それからもう一つは、当時、弥富町は地方交付税の交付団体でありましたから、借金をしても返す費用の約55%は国が面倒見てくれるということで事業計画を決めました。しかし、これも国の交付税を渡す基準が大きく切り下げられたことから、長期にわたって普通交付税という形で国から支援を受けることができなくなっております。したがって、将来負担要するに施設がどんどん悪くなっているものを直す費用を積み立てていくという問題と、それから本来予定をしておいた支援が受けられなくなっているという問題の中で、この問題についても現状と将来をきちんと議会や市民の前に明らかにすることも求め、市側もそうしたいと言っておりましたが、なかなか先送りをされておりますので、一日も早くこの問題も議会や市民に報告をして、実際に弥富市がどういう対応を今後していかなければならないかということを皆さんに報告する責務がやはりあると思いますので、これも一日も早く実態を明らかにされることを強く求めます。

次に、学校給食の外部委託でございますが、現状は問題ないといって、教育委員会は、この改善についても言を左右にしております。ところが実際、今、現場では、パートの時給700円台の人たちがほとんど給食調理の中心になっております。こんなことは、いつまでも安定的に続けられるはずもないことでございますし、とりわけ市の施設で本来は正規雇用の場でなければならないところが、そういう不安定雇用によって置きかえられる、あるいはそういう非人間的な働き方をさせられる状態というのは極めて異常なことであり、先ごろも国会で福田総理も好ましくない、改善の必要があるということを繰り返し認めております。こういう中で全国的にも大きな社会問題となって、今その改善に向けての努力が払われている中で、本当に市民の命と暮らし、安全を守る責任を持っている自治体としてやるのがどうか、もう少し本来の立場でお考えいただき、今後、教育委員会として必要な研究や検討を続けていくことを強く求めるものでございます。

今、特に弥富市の場合は施設の職員が多いことから、どうしても複雑に制度が変わっていく中で、福祉や教育を初めとした職員の皆さんに大変な負担がかかっております。なかなか落ちついて研究をする、勉強する時間がないとか、本当に深夜の11時、あるいはそれを超えて働かなければ仕事が消化できないというような事態も見られますが、かつて弥富中学校の、

昭和31年時代から建てられた建物でございますので、耐震問題だとかで対処しなければならぬということで問題になって、当時の町長に国の補助制度があるはずだからといって私申し上げましたら、そんなものはないといって、なかなか具体的に取り組むことができなかつたんですよね。たまたま文部科学省の方に私たちが出向きましてお尋ねしたら、いやもう前からこの制度はありますといって、その場で返事があって、私帰ってきましたら町長が、三宮議員、やっぱりあったわと。要するに、そういう検討や研究を市の教育委員会や職員が日常的にしていないような状態が続いております。ぜひこの機会に、先ごろ議会運営委員会でも市の職員のグループ化による新たな職場の編成を行うということが少し報告されましたが、本当に職員の皆さんが力を発揮できる、そして人手がなくて深夜まで働かなきゃならぬとか、仕事が回っていかんような状態ではなくて、落ちついて仕事もできるし、職員として必要な研修ができる状態を確保することもあわせて求めておきたいと思っております。

最後に、補正予算の問題でございますが、従来に比べて実際の決算額に近い税収や収入の見通しを今回はやっておりまして、ここ二、三年に比べるとかなり改善をされたというふうに私は見ておりますが、しかし、それでもなおかつ2%や3%はまだ留保財源というんですか、決算の方でそういう見方をする、予算の方でも同じような見方をすれば、それだけで四、五%の収支の違いが生じてくるわけでありまして、100億で四、五%の収支の違いが出てくれば、これは何億という違いになってきますよね。実際に自前の収入がそれだけ違えば、本当に市の仕事については大きな予算となるわけでございますから、やっぱり従来より直したからいいというんじゃなくて、本当にきちんと収入の実態も見越した予算・決算に努力をしまして、市民要求にきちんとこたえていくという面におきまして、この補正予算の中でも強く感じましたので、一層予算・決算を実態に近いものにしていく、そして市民や議会にわかりやすいものにしていくことを強く求めまして、賛成討論とさせていただきます。議長（黒宮喜四美君）他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君）討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第7号までの7件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君）御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの7件は原案どおり可決することに決定しました。次に、議案第8号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立15名〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第9号から議案第17号までの9件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第17号までの9件は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立15名〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第19号から議案第29号までの11件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第29号までの11件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~

日程第31 選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第31、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

選挙管理委員には、三輪一男さん、青木忠さん、伊藤敏智さん、早川優子さんを、また補充員には、佐藤雅夫さん、伊藤学さん、伊藤操さん、服部勝さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

~~~~~

日程第32 海部南部消防組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第32、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、浅井葉子議員、渡邊昶議員、佐藤博議員、佐藤高清議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第33 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第33、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に、伊藤正信議員、佐藤博議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第34 閉会中の継続審査の件

議長（黒宮喜四美君） 日程第34、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第1回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時47分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 伊藤正信

同 議員 三浦義美